

基本目標

2

一人ひとりの人権が尊重され、健康  
でいきいきと安心して暮らせるまち

# 1. 人権の尊重と相互理解の促進

## 1 人権尊重社会の形成

### ■ 現状

- 日本国憲法により、すべての国民は平等であることが保障されており、国際的にも、「世界人権宣言」や「国際人権規約」等が採択され、人権を守り、差別をなくすことが求められています。現実には、部落差別、女性差別、障害者差別、高齢者への虐待、在日外国人の人権に関わる問題、さらには、子どもの人権に関わる問題等が存在し、その解決が重要な課題となっています。
- 平成6年(1994年)12月、「人権教育のための国連10年」の国連決議を踏まえ、人権教育・啓発に関する諸施策が実施されてきましたが、不当な差別その他の人権侵害がなお存在しているところから、平成12年(2000年)12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするなど、より一層の人権教育・啓発の推進が求められています。
- 情報化社会の進展に伴い、個人情報や日常生活の中に至るまでさまざまな情報が収集、蓄積されることにより、プライバシーが侵害される恐れが生じてきています。
- 本市では、あらゆる人権問題解決のため、平成16年(2004年)3月に「守口市人権尊重のまちづくり条例」を制定、平成20年(2008年)4月には「守口市人権行政基本方針」を制定し、市民の自発的参加による守口市人権協会とともに、すべての人の人権を守るための取組みを進めています。

### ■ 課題

- 行政と市民、各種団体が協働して、啓発活動等の充実と市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、相談事業・支援事業等の施策を積極的に推進する必要があります。
- 平成11年(1999年)10月に制定した「守口市個人情報保護条例」に基づいて、引き続き個人情報保護に努めるとともにプライバシー保護を徹底する必要があります。

### ■ 基本方針

1. すべての人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進するため、啓発活動や人権教育に力を入れ、人権意識の普及・高揚に努めます。
2. 高度情報化社会への対応の中で、情報の安全管理を徹底し、プライバシーに関する情報の保護に努めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 人権意識の普及と高揚

- 人権が尊重される社会の実現に向け、あらゆる施策の基本に人権擁護の視点を据えて推進するとともに、市民、各種団体との協働による人権意識の高揚を図ります。

## 2. 人権教育の推進

### (1) 人権教育の充実

- あらゆる偏見や差別をなくすよう、学校の教育活動全体を通し、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。また、人権に関する市民講座の開催等を通じ、人権意識の高揚を図ります。

### (2) 指導者の養成

- 幼稚園、小中学校等の教職員および社会教育等の啓発担当者が、さまざまな人権問題を理解し、指導者としての資質を向上できるよう研修の充実を図ります。

## 3. 人権啓発活動の推進

- 職員一人ひとりが人権尊重の基本理念に対する理解を深め、その視点を持ちながら、行政を推進するよう研修の充実を図ります。
- さまざまな人権課題について、家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において人権が尊重されるよう啓発活動の推進に努めます。

## 4. 人権相談・支援体制の充実

- 人権問題の解決に即応できる専門相談員の配置や担当窓口職員の資質の向上、関係部局との連携の強化など、被害者の救済に向けた支援体制の充実を図ります。

## 5. プライバシーの保護

### (1) プライバシー保護意識の啓発

- プライバシー保護と個人情報の適正な取扱いの重要性について、市民・事業者等に対し、啓発に努めます。

### (2) 個人情報の適正な取扱い

- 市は、情報セキュリティの強化に努めるとともに、個人情報保護条例等に基づき、個人情報を適正に取り扱うよう徹底します。また、市の事務事業に関与する事業者等に対しては、市に準じた厳正な取扱いを行うよう求めていきます。

## 2. 相互理解の促進と共生

### ■ 現状

- わが国では、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、その後、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」等、「仕事と家庭生活」の両立支援に係る法も施行され、男女共同参画社会の形成を推進する法整備がなされてきましたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行や制度が存在し、社会のさまざまな場で性差別や格差が解消されていません。
- 本市では、平成18年(2006年)6月に「守口市男女共同参画推進計画」を策定、平成21年(2009年)12月には「守口市男女共同参画推進条例」を制定し、市・市民・事業者および教育関係者の役割を明確にするなど、各分野で男女共同参画社会の推進に努めています。
- 市民や事業者に対しけん引力となるよう、「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、政策や方針など意思決定の場へ女性の積極的登用を図っていますが、まだ分野によって偏りがあります。
- すべての外国人が安心して暮らせる条件整備に向け、(財)守口市国際交流協会において、国際交流に関する情報の収集や発信、市内在住外国人との交流事業等を通じて、多文化共生社会の実現に努めています。

## ■ 課題

- 活力ある地域社会づくりのため、性別や年齢、国籍にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会および多文化共生社会の実現が求められています。
- 市民・市民団体・国際交流協会・企業・行政等が、より一層連携を深めながらすべての外国人等が暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。
- 審議会や委員会等の委員については、あらゆる分野で、老若男女さまざまな立場の人たちの声が反映できるよう、配慮する必要があります。

## ■ 基本方針

1. 「守口市男女共同参画推進計画」に基づいて、多様な啓発活動を行い、乳幼児期から生涯にわたる男女平等教育・学習を推進します。
2. 審議会・委員会等や市の管理職の女性登用率の向上など、男女共同参画による行政の推進に努めます。
3. 在住外国人等と交流を促進する中で、相互理解の輪を深め、すべての人が地域社会に参画でき、暮らしやすい環境づくりに努めます。



にほんごグループレッスン

## ■ 主要な施策

### 1. 男女平等教育・学習の推進

- 男女共同参画についての認識を深めるため、家庭、学校、職場、地域などで乳幼児期から一貫した男女平等教育・学習を推進します。

### 2. 男女共同参画社会の地域づくり

#### (1) 男女共同参画社会に向けての意識づくり

- 男女がお互いの人権を尊重しつつ対等な立場で活躍し、ともに責任を担う男女共同参画の意識を醸成するため、関連する情報の収集・提供や調査研究に取り組み、効果的な啓発活動を展開します。

#### (2) 男女共同参画社会のための環境整備

- 家庭生活や地域活動、雇用、市政への参画など、あらゆる分野において、特定の性別に偏ることなく、すべての人が平等に参加・参画することができる環境の整備に努めます。
- 男女がともに仕事と家庭、地域活動を充実できるワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>について、市民・事業者等への啓発に努めます。

### 3. 多文化共生の地域づくり

- 市民の異文化理解講座の開催や、在住外国人のための日本語指導および母語教育、交流イベントの開催等を通じて、在住外国人との対話・交流を促進するとともに、外国人への生活情報等の提供の充実を図り、暮らしやすい地域づくりを推進します。

#### ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>

男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動を自らの希望にそってバランスを取りながら展開できる状態。

## 2. 生涯を通じた健康づくり

### 1. 健康づくりの推進

#### ■ 現状

- 近年、生活環境や食生活の変化により、栄養の偏り、運動不足、過労、ストレス等によるがんや糖尿病、高血圧といった生活習慣病が大きな問題となっており、また、心の病気の増加も目立っています。
- 「もりぐち・かどま健康21」<sup>\*</sup>に基づき、中壮年期の死亡を減らすことと健康で長生きすることを目標として、生活習慣の改善に取り組んでいます。
- 法改正に伴い、平成20年度(2008年度)から生活習慣病予備群を把握し、特定保健指導を実施しています。また15歳以上40歳未満の市民に対しては、特定健康診査<sup>\*</sup>とほぼ同等の内容で市民健康診査を引き続き実施しています。
- 日本人の死因の第1位であるがん対策については、特定健康診査と同時にがん検診が受診できるよう工夫し、受診率向上に努めています。
- 健康診査による予防と健康づくりのための意識啓発と並んで、市民の医療を支える国民皆保険制度を堅持していくことが重要であり、後期高齢者医療制度の利点・問題点を踏まえた中で、平成25年度(2013年度)から新たな高齢者医療制度の創設が予定されています。

#### ■ 課題

- 市民一人ひとりの健康的な生活を支えるため、病気にかかりにくい身体づくりに関する意識の啓発を進めていく必要があります。
- 医療費の適正化を図るために、後発医薬品<sup>\*</sup>の普及を促す環境整備を進めていく必要があります。
- 疾病予防の観点から、健康診査や各種検診の受診

率並びに予防接種の接種率を高めていく必要があります。

- 国民の健康を守ることは国の責務であることを明確にし、国民健康保険制度の脆弱な財政基盤も含め、超高齢社会に対応できる医療制度を構築する必要があります。

#### ■ 基本方針

1. すべての市民が健康的な生活が送れるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識を啓発し、栄養・運動等を基本とした健康づくりのための取り組みを進めます。
2. ライフステージ<sup>\*</sup>に応じた予防・検診等の環境整備に努めます。
3. 予防・検診の環境整備と併せ、いつでも市民が安心して医療にかかるよう国民健康保険制度の安定した運営を図り、制度に関する正しい知識の普及に努めます。

#### もりぐち・かどま健康21<sup>\*</sup>

市民が主体的に健康づくり運動に参画し、健康で生き生きと充実した生活(人生)を送ることをめざし、多様な関係機関や団体に関わり平成14年(2002年)3月に策定。多くの市民の健康意識の向上のため、「GNPPK：めざせ元気で長生きびんぐらす」を合言葉に、生活習慣改善の7つの行動分野(「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「健診と事後指導」)に取り組んでいる。

#### 特定健康診査<sup>\*</sup>

糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査。とりわけ内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診項目となっている。

#### 後発医薬品<sup>\*</sup>

ジェネリック医薬品とも言われ、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品として販売される薬のこと。新薬に比べて価格が安いのが特徴。市民が医療機関で支払う窓口負担の軽減や保険者の医療費の適正化など、利点が多く普及が期待されている。

#### ライフステージ<sup>\*</sup>

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分したものの、人生の各段階。

## ■ 主要な施策

### 1. 健康づくりへの支援

- 市民の自発的な健康づくりを支援するため、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康学習の機会や健康相談を充実するとともに、健康づくりグループの育成に努めます。

### 2. 健康診査、保健指導の充実

- 生活環境や食生活の変化による生活習慣病予備群等の早期発見と健康状態の把握のために、健康診査を受けやすい体制づくりを進め、受診率向上に努めます。
- 健康診査の結果に基づく保健指導を充実し、健康管理、疾病予防、運動や食生活改善、さらには新たな感染症等に対する正しい知識の普及に取り組み、市民の健康づくりを推進します。

### 3. 保健事業の推進

- 予防接種や各種検診の充実・啓発に取り組むとともに、母子の健康の保持増進と乳幼児の病気や障害の早期発見・早期治療・早期支援を図るため、妊婦健康診査の充実や乳幼児の健康診査、保健相談・指導や栄養指導の充実に努めます。



市民健康診査

## 2. 地域医療体制の充実

### ■ 現状

- 本市は、病院等の医療機関が充実していますが、産科や産婦人科は年々減少傾向にあります。
- 初期救急医療体制として、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力の下、休日応急診療、休日歯科診療を市民保健センター内に開設し、さらに、北河内7市で夜間救急センターを運営しています。
- 重症の救急患者に対応する二次救急医療体制として、市内4病院と北河内医療圏域による広域的二次救急医療機関、重篤な救急患者に対応する三次救急医療体制として関西医科大学附属滝井病院救急救命センターによる救急救命医療機関で対応しています。

### ■ 課題

- 産科や産婦人科等、減少傾向にある診療科については、市域を超えて確保を図っていく必要があります。
- いつでも、どこでも、安心して医療サービスが受けられるシステムの確立とともに、身近な医療を提供する「かかりつけ医」の推進から高度医療までの強力な結びつきをめざした、医療連携体制の構築が必要です。
- 少子高齢化や核家族化の一層の進行など社会状況の変化に伴い、個々のケースに応じた最適な医療が受けられるよう医療機関相互の広域的なネットワークを充実させるなど、地域医療体制の確立が課題となっています。

## ■ 基本方針

1. 必要な時にいつでも適切に医療が受けられるよう、地域医療体制の充実に向けた広域的な連携体制の強化に取り組みます。
2. かかりつけ医の定着を推し進めるとともに、高度医療機関との医療連携体制を構築し、安心・安全な医療の確保を推進します。
3. 疾病の予防から治療に至る包括的な保健・医療・福祉体制の連携に努めます。

## ■ 主要な施策

### 1. 広域医療体制の強化

- 北河内保健医療協議会の構成団体と調整を行いながら、広域的な医療環境の一層の充実を図ります。

### 2. 救急医療体制の充実

- 休日応急診療所、休日歯科診療所、北河内夜間救急センターを核とする初期救急医療体制を充実するとともに、二次救急医療体制と三次救急医療体制の円滑な連携に努めます。

### 3. 医療環境の総合的充実

- 大病院や地域の診療所等の医療機関が、各々の機能に応じた役割を果たすことにより、市民が適切な医療を迅速に受けられるよう、あらゆる機会を通じてかかりつけ医の定着に関する啓発を行います。

### 4. 高齢者医療等の充実

#### (1) 高齢者医療の充実

- 高齢者が健康に安心してすごせる環境を整備するため、疾病予防からリハビリテーションに至るまでのサービスが系統的に受けられるよう、医療・保健・福祉など各分野の連携のもと、サービス基盤の整備および支援体制づくりに取り組みます。

#### (2) 障害者医療の充実

- 障害のある人の多様なニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供をめざし、保健、医療、教育など関連する分野の連携を強化するとともに、障害や疾病の予防と早期発見のため、妊産婦や乳幼児の健康診査、診断結果の事後指導等の早期治療・療育の充実を図ります。

#### (3) 乳幼児等の医療の充実

- 乳幼児や年少者の医療に係る負担軽減を図り、健やかな成長を支援する取組みを進めます。



市民保健センター

## 3. 社会福祉の充実

### 1. 地域福祉の推進

#### ■ 現状

- 少子高齢化や核家族化の進行等により、地域社会に現れる福祉課題は複雑・多様化しています。
- すべての市民が、住み慣れた地域において安心していきいきと心豊かに暮らしていくために必要な地域の人々の助け合い、支え合いが希薄になりつつあります。
- 福祉ニーズが多様化している今日においては、公的な福祉サービスだけでなく、市民が福祉サービスを必要な時に安心して利用できる環境が求められています。
- 本市では、平成20年(2008年)3月に「守口市地域福祉計画」を策定し、「公民協働による地域福祉の実現」に向けた取組みを行っており、市民には行政からの福祉サービスの受け手としてだけでなく、自ら地域福祉に積極的に関わり、支える側として活躍していくことが期待されます。

#### ■ 課題

- 地域の人と人とのつながりが希薄化している現在、豊かな人間関係づくりの取組みを促進していかなければなりません。
- 地域福祉を推進していくためには、市民、社会福祉協議会をはじめとする各種団体、民生委員・児童委員<sup>\*</sup>、ボランティア、民間事業者等の地域福祉資源や行政等が、それぞれの特長を活かし、相互の連携・協働による地域福祉の環境づくりが必要となっています。
- 市民が地域福祉について関心を持つきっかけや考える場をつくり、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。

#### ■ 基本方針

- 地域福祉施策が地域に根ざしたものとなるよう、行政、市民、地域の関係団体等がそれぞれの特長を活かし、相互の連携・協働による地域福祉の推進を図ります。

#### ■ 主要な施策

##### 1. 豊かな人間関係をはぐくむまちづくりの推進

- 市民が福祉の担い手として地域福祉を充実させていくため、地域福祉に主体的に参加できる仕組みづくりの基盤として、豊かな人間関係をはぐくむまちづくりを進めます。

##### 2. 関係団体等との連携促進

- 多様化した福祉ニーズに応じていくために、行政、市民、地域の関係団体等と連携を図り、地域福祉の環境整備に努めます。

##### 3. 地域福祉を担う人づくり

- 地域福祉資源のネットワークづくりを推進し、地域福祉を担う人材育成の支援に努めます。



地域福祉市民フォーラム

#### 民生委員・児童委員<sup>\*</sup>

「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、社会福祉の増進に携わる人。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行う。

## 2. 子育て支援の充実

### ■ 現状

- 近年、地域の連帯意識の希薄化に伴い、家庭の孤立化が進むなかで、核家族化の進行とも相まって育児不安が増大し、家庭・地域の子育て力が低下するなど、子どもを取り巻く環境は必ずしも良好な状態にあるとはいえず、加えて、親のさまざまな就労形態や共働き世帯の増加により、多様な保育ニーズが生じている状況にあります。
- 本市では、平成22年(2010年)3月に「守口市次世代育成支援行動計画」を策定し、次代を担うすべての子どもが健やかにはぐくまれ、ずっと住み続けたい、また、住んでいることを誇りに思えるような「ふるさととりぐち」をめざした取組みを推進しています。
- 子育て相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成支援等について、子育て支援センターや保育所等で取り組んでいます。
- 本市には、民間11カ所および公立12カ所の認可保育所があり、障害児保育、延長保育、一時預かり等の特別保育など多様な保育サービスを提供しています。また、待機児童数は、近年減少傾向を維持しています。
- 守口市児童虐待防止地域協議会での活動を通じて、虐待の防止に努めています。

### ■ 課題

- 子育てにゆとりを持つことができるよう、その支援を充実していく必要があります。
- 保育所運営に要する経費について国・府に対し助成措置の強化を求めるとともに、保育の充実を図っていく必要があります。
- 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、医療機関、民生委員児童委員協議会、大阪府子ども家庭センターおよび保健所等の関係機関との連携を図りながら、子育ての悩みに関する相談や育児指導の一層の充実を図り、地域で子どもを健やかに育てる良好な環境づくりを進めていく必要があります。

### ■ 基本方針

1. 子育てに対する戸惑い、不安や悩みを解消するため、すべての子育て家庭への支援に努めます。
2. 保育ニーズの多様化に対応するため、保育環境の整備と保育内容の充実にも努めます。
3. すべての児童の健やかな成長を促し虐待を防止するなど、地域における児童の健全な育成環境づくりに努めます。



子育て支援センター

## ■ 主要な施策

### 1. 子育て支援の充実

- すべての子育て家庭が地域社会から孤立することのない環境をつくるため、保健センター、子育て支援センター、保育所および幼稚園等で育児相談、子育て講座、子育て情報の提供などを実施するとともに、それぞれの機関が相互に連携・協力して、子育て家庭への支援の充実に努めます。

### 2. 保育の内容の充実

- 親の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育事業等の特別保育の充実に努めます。
- 防犯カメラ等を設置し不審者の侵入対策を行うなど、安全・安心・快適な施設および設備の整備に努めます。

### 3. 児童への虐待防止

- 次代を担う子どもたちの権利を地域ぐるみで守り、児童虐待の発生予防・早期発見および早期対応を図るため、子育てに関する悩みの相談や虐待の防止に関する研修・啓発の充実に努めます。
- 子どもを虐待から守るため、守口市児童虐待防止地域協議会での活動に加え、特に緊急性の高い事案については、大阪府子ども家庭センターや警察等との連携を強化し、迅速な対応に努めます。



年齢別講座（1歳児）

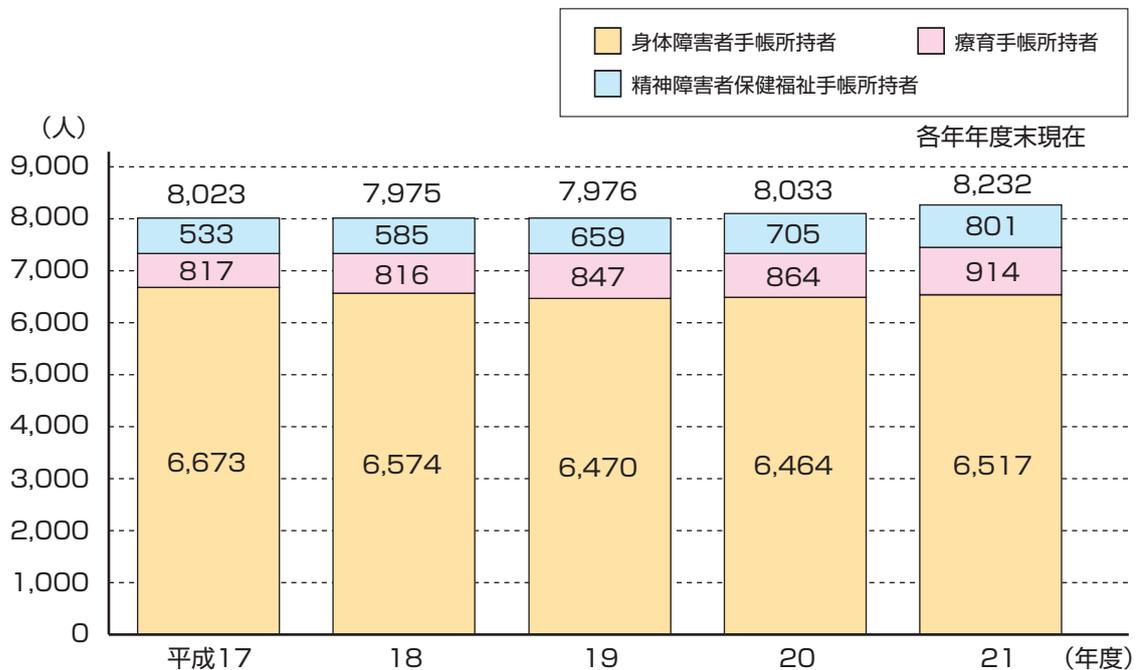
### 3. 障害者福祉の充実

#### ■ 現状

- 平成16年(2004年)6月、障害者基本法において、法の目的、「障害者」の定義など根本規定を含む大幅な改正が行われ、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが基本的理念として明記されました。
- 平成18年(2006年)4月、「障害者自立支援法」が施行され、それまでの身体障害、知的障害、精神障害の障害種別の制度を一元化し、共通のサービス提供の仕組みとするなどの制度変更がありました。

- 本市では、平成19年(2007年)3月に障害者基本法に基づく「第2次守口市障害者計画」、および平成21年(2009年)3月に障害者自立支援法に基づく「第2期守口市障害福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション<sup>\*</sup>」と「リハビリテーション」の理念のもと、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

守口市の障害者手帳所持者の推移



資料：福祉部障害福祉課

#### ノーマライゼーション<sup>\*</sup>

「普通なものにする」こと。障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、施設等の中でしか暮らせない社会は、「普通でない(アブノーマルな)社会」であり、障害のある人等様々な人を当然のこととして包括し、地域の中で他の人々と同じように生活を送ることができる社会こそ「普通の(ノーマルな)社会」であるという考え方。

## ■ 課題

- 「障害者」の範囲が拡大され、「発達障害<sup>\*</sup>」、「高次脳機能障害<sup>\*</sup>」や「難病<sup>\*</sup>」の人等、支援を必要とする人が増加していることから、障害福祉サービスを充実するとともに、障害のある人への理解を深める啓発が必要です。
- 障害種別等にかかわらず、保健・医療、教育・療育、福祉、労働、バリアフリーのまちづくり等、ライフステージ<sup>\*</sup>の幅広い分野において、障害のある人の社会参加と自立に向けた環境づくりが求められます。

## ■ 基本方針

1. 障害のある人の地域生活を支援するため、障害福祉サービスをはじめ日常生活において必要なサービスを自ら選択し利用できるよう、サービス提供基盤の計画的整備を図ります。
2. 障害のある人が、その適正と能力に応じて就労し、職業を通じて社会参加と自立が図られるよう、福祉・労働・教育等が連携し、就労支援を推進します。
3. 「障害」に対する市民の理解と認識を深め、市民参加の相互扶助活動の推進を図ることにより、障害の有無にかかわらず、すべての市民がいきいきと安心して暮らせる地域づくりをめざします。

## ■ 主要な施策

### 1. 障害者理解の促進

- 障害のある人に対する差別や偏見をなくし正しい理解を深めるため、関係機関や障害者団体等と連携し、さまざまな啓発活動や交流活動に取り組みます。

### 2. 福祉サービスの充実

- 障害のある人が、地域で安心して生活できるように、各種福祉サービスの充実に努めます。また、入所施設や社会的入院<sup>\*</sup>から地域生活への移行を支援するため、地域の支援ネットワークの構築を推進します。

### 3. 社会参加への環境づくりの推進

- 障害のある人が、あらゆるライフステージにおいて、能力を發揮し自己実現できる環境づくりに取り組みます。また、労働、福祉、教育等の関係機関が連携し、企業に障害者雇用への理解を働きかけるとともに、職業訓練の機会の充実、就労機会の拡大など就労支援策の推進を図ります。

### 4. 相談支援ネットワークの構築

- 障害の重度化・多様化や家庭状況の変化に対応し、必要なときに必要な相談支援や情報提供が受けられるように、相談支援ネットワークの構築を推進します。

#### 発達障害<sup>\*</sup>

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの総称。発達障害のある人（児）は、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することなどが苦手で、学校や職場であつれきを生じやすく、またその原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されがちで、生活上さまざまな困難がある。近年、原因は脳の機能障害であり、早期の適切な支援により社会性等の発達が可能であることが明らかになってきた。平成17年4月には、発達障害のある人の自立及び社会参加への支援について定めた「発達障害者支援法」が施行された。

#### 高次脳機能障害<sup>\*</sup>

交通事故や転倒などによる外傷性脳損傷や、脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血などの脳血管障害による脳損傷のほか、脳腫瘍、低酸素脳症など、さまざまな原因で脳の一部が損傷を受けた結果、記憶、意思、感情などの高度な脳の働き（機能）に現れる障害。外見からはわかりにくく、周囲の理解を得られなかったり、本人や家族自身も生活上の支障の原因を正しく理解できないことも多い。

#### 難病<sup>\*</sup>

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病。

#### ライフステージ<sup>\*</sup>

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分したものの、人生の各段階。

#### 社会的入院<sup>\*</sup>

本来の治療目的で病院に留まるのではなく、治療の必要なく長期入院を続ける状態、または、その状態にある人のこと。

## 4. 生活の安定と自立の支援

### ■ 現状

- 景気の低迷と雇用環境の変化による影響等により、本市の生活保護世帯数は年々増加傾向にあります。
- 本市では、生活保護世帯に対し、各種相談・支援や指導等を通じ、自立の支援を進めています。
- 少子高齢化や価値観の変化に伴い、家庭や地域社会からの子育て支援が希薄化しつつあるため、生計の維持、子どもの養育、日常生活の問題に加え、周囲からの孤立感等、ひとり親家庭が抱える問題は、昔と比べ多様化・深刻化しています。
- ひとり親家庭に対しては、医療費の助成、ケースワーカー等による生活、養育、就業など各種相談・指導を行うほか、親が安心して働けるよう保育所への優先入所を図っています。

### ■ 課題

- 今後とも生活保護世帯の生活実態を適切に把握し、実情に見合った制度の適正な運用を図るとともに、自立に向けた支援が必要です。
- 生活保護の対象とならない生活困窮者についても、生活意欲の高揚を図り、安定した生活を営むことができるよう支援・指導に努めるとともに、民生委員・児童委員<sup>\*</sup>など関係機関との連携を密にし、生活や就労に関する相談・指導を充実していく必要があります。
- ひとり親家庭に対しては、経済的支援や相談体制を充実させ、安心して子育てをしていくことができるよう、更なる支援を行う必要があるとともに、市民、民生委員・児童委員や地域の団体、ボランティアサークル等の協力のもとに、ひとり親家庭を地域で支えていくことも重要です。

### ■ 基本方針

1. 生活困窮者に対して日常生活の自立と生活の安定を支援するため、相談・援助体制を充実するとともに、引き続き生活保護制度の適正な運営に努めます。
2. ひとり親家庭に対する相談体制や生活基盤の安定等、生活援助の充実を図るとともに、自立促進のための施策を推進します。
3. 地域全体の温かい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 生活困窮者への支援

- 福祉・保健・医療・労働等の関係機関との密接な連携により、相談・支援等を実施し、社会福祉サービス・就労支援・福祉資金の貸付等の各種施策を適正に活用することにより、安定した生活の確保と自立を支援します。
- 被保護世帯が安定した生活を確保するために、ハローワークや大阪府等の関係機関と連携を図り、経済的自立に向けた支援を実施するとともに、地域社会への参加を促進し、自立した生活が送れるよう、指導・助言に努めます。

#### 2. ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が安定した日常生活を送ることができるよう、地域や関係機関との連携を図り、相談・指導および生活支援の充実に努めます。

#### 民生委員・児童委員<sup>\*</sup>

「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、社会福祉の増進に携わる人。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行う。

## 5. 高齢者福祉の充実

### ■ 現状

- 本市の65歳以上高齢者人口は年々増加しており、今後の増加も予想されます。
- 平成12年(2000年)4月に、門真市および四條畷市とともに「くすのき広域連合」を設置し、介護保険事業を実施しています。
- 平成18年度(2006年度)より地域包括支援センター<sup>\*</sup>を市内6カ所に設置し、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が中心となり互いに連携をとり、高齢者および介護者の総合相談やサポートを行っています。
- 平成20年(2008年)4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、後期高齢者医療制度が始まるなど、高齢者保健福祉行政を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。
- 本市では、平成21年(2009年)3月に「守口市老人保健福祉計画」第4期くすのき広域連合介

護保険事業計画」を策定し、すべての高齢者が住み慣れたまちで安心して生活および社会参加ができる地域社会の実現に向けた取組みを進めています。

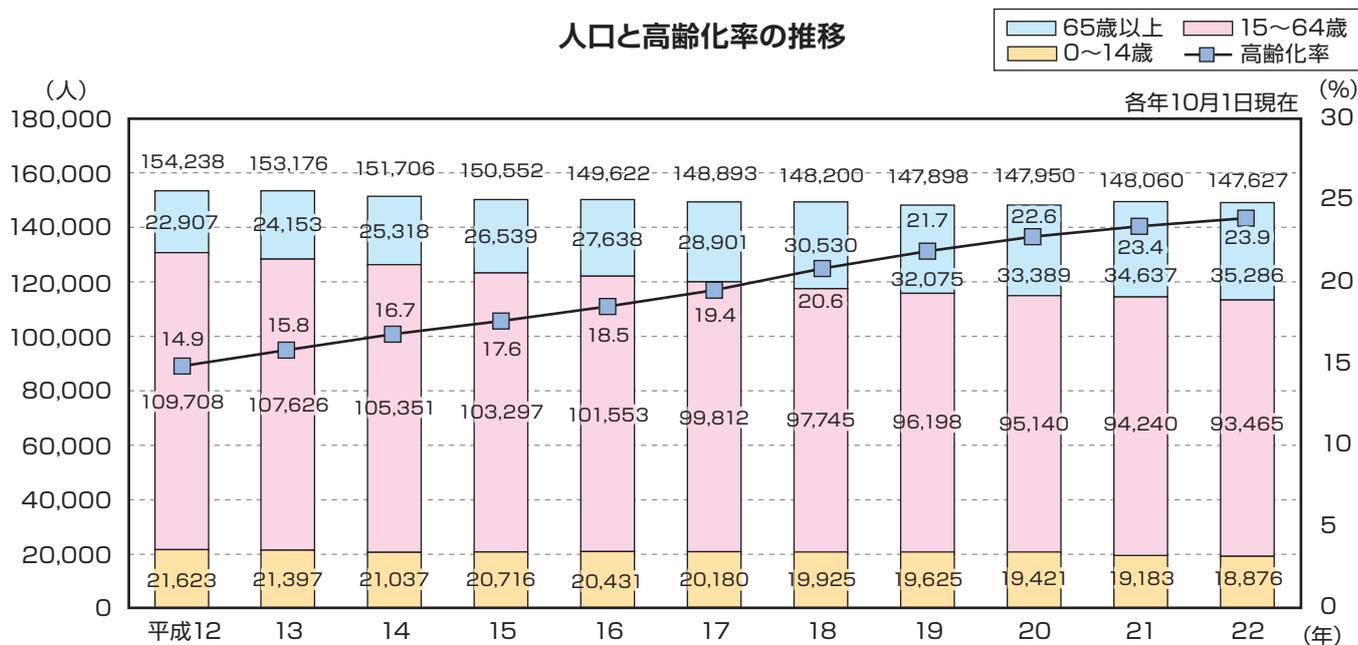
### ■ 課題

- 高齢者人口の急増とそれに伴う要介護・要支援認定者の大幅な増加、少子化の進行による地域社会の担い手の減少、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、安否確認や家族を含めた周りの負担等の課題が生じています。
- 高齢者が生きがいに満ちた生活を続けることができる仕組みや、高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制の整備が必要です。

### ■ 基本方針

- すべての高齢者を視野に入れ、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、社会参加の推進、人権尊重等、

人口と高齢化率の推移



資料：市民生活部市民課（住民基本台帳及び外国人登録人口）

#### 地域包括支援センター<sup>\*</sup>

介護保険法により定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、市町村で設置が義務づけられている。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、それぞれの専門性を生かし相互連携しながら業務にあたっている。現在、守口市内に6カ所設置をしている。

多岐にわたる分野で高齢者施策に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をめざします。

## ■ 主要な施策

### 1. 健康づくりと介護予防

- 保健・医療・福祉等の連携を強化し、高齢者の健康の増進を図るための環境づくりに努めるとともに、若年期および壮年期からの健康づくりを支援し、生活習慣病予防を通じて介護予防の推進に努めます。

### 2. 生きがいづくりと社会参加の推進

- シルバー人材センターをはじめとした関係機関と連携し、職業紹介や就労に関する情報提供・相談体制の充実に努めるとともに、高齢者がさまざま

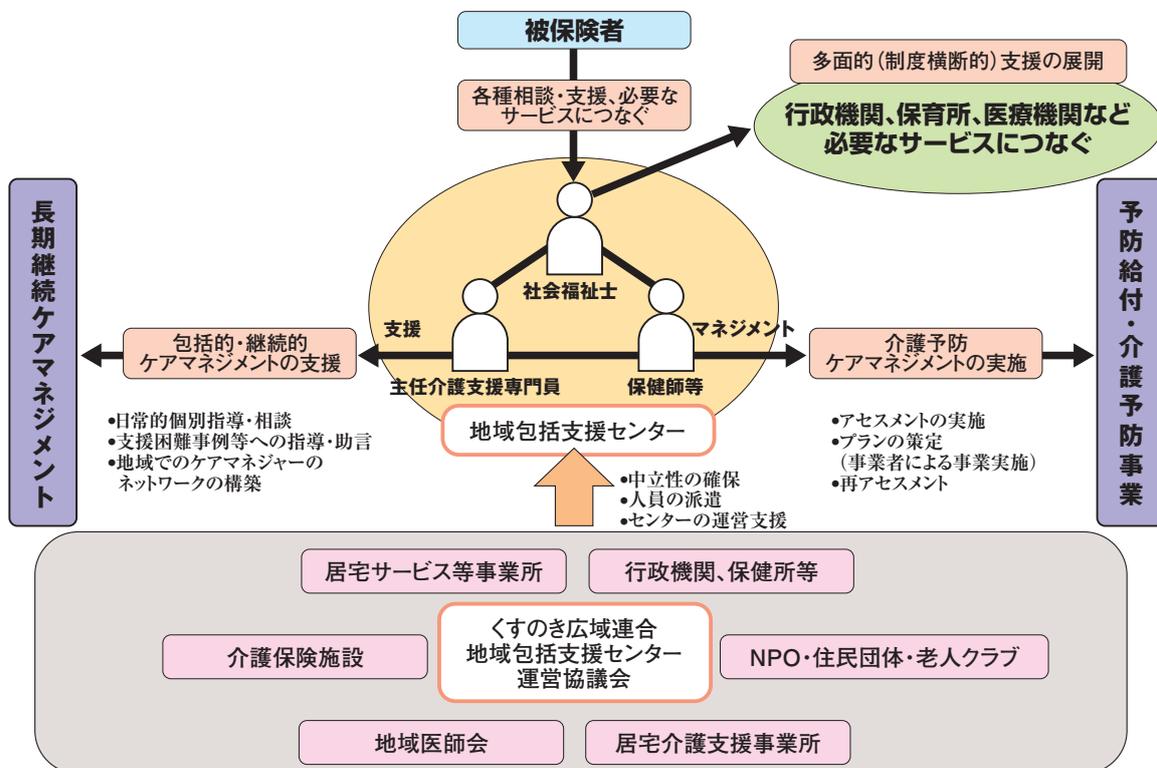
な社会・文化・スポーツ活動に楽しみと生きがいをもって参加できるような環境整備に努めます。

- 小・中学校の余裕教室等の有効利用を進める中で、高齢者をはじめとした地域住民が交流できる場の提供に努めます。

### 3. 総合的な地域ケア体制の構築

- 地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、民生委員・児童委員<sup>\*</sup>、自治会、老人クラブ等の連携を推進し、地域全体で高齢期を総合的に支える体制づくりに努めます。
- 高齢者福祉の充実と在宅介護を行っている家族の負担軽減を図るため、今後も地域包括支援センターの活動に関する啓発並びにサービスの充実に努めます。
- 認知症に対する理解と知識の普及や高齢者虐待に対する正しい理解が図られるよう、周知・啓発に努めます。

地域ケア体制イメージ図



#### 民生委員・児童委員<sup>\*</sup>

「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、社会福祉の増進に携わる人。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行う。